

SY11-1

5歳児健診のポイント

小枝 達也

国立成育医療研究センター

令和5年12月28日に子ども家庭庁より「母子保健医療対策総合支援事業（令和5年度補正予算分）の実施について」が発出され、その中に「1か月児及び5歳児健康診査支援事業」が盛り込まれていて、5歳児健診の目的や対象年齢、診察項目が以下のように記載されている。

(1) 目的

幼児期において幼児の言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期であり、保健、医療、福祉による対応の有無が、その後の成長・発達に影響を及ぼす時期である5歳児に対して健康診査を行い、こどもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

(2) 健康診査の種類

健康診査の種類は、一般健康診査（原則、市町村保健センター等において行う集団健康診査）とする。一般健康診査は、(5)の項目等の確認に加え、必要な児・保護者に対して多職種による専門相談及び健診後カンファレンスを実施すること。

(3) 健康診査を実施する担当者

十分な経験を有し、幼児の保健医療に習熟した医師、保健師、管理栄養士、心理相談を担当する者等により実施すること。

(4) 実施対象者

一般健康診査の対象者は、実施年度に満5歳になる幼児とする。標準的には、4歳6か月から5歳6か月となる幼児を対象とする。

(5) 項目等

一般健康診査の項目は以下のとおりとする。①身体発育状況 ②栄養状態 ③精神発達の状況 ④言語障害の有無 ⑤育児上問題となる事項(生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事、事故等)⑥その他の疾病及び異常の有無

今後は上記の発令に沿った5歳児健診を実施していくことになる。そのポイントは、発達障害の疑いのある子への気づきと就学に向けた基本的生活習慣の確認の2つである。

発達障害のある子への気づきは、問診と診察にて、情緒や行動面で該当する項目があるかどうかを見て判断することになる。生活習慣については主に問診での回答を見て判断する。子どもに対する医師の見立てのほかに、育児環境の評価も行い、子育て支援の必要性を多職種で判断するという体制が求められる。

SY11-2

「ちょっと気になる」から始まる育児支援

平野 静香

医療法人社団 さいわいこどもクリニック

「ちょっと気になる子」は1か月、2か月時はわかりにくいですが、子どもだけでなく気がかりな保護者や全ての家族に対して小児科が継続的に関わり、信頼関係を築くことで早期から問題点やその対応に関する認識を保護者と共有することができる。

当地域では保護者が初めて小児科を受診するのは2か月のワクチンデビュー時であるが、生後、新生児訪問や産後ケアで「ちょっと気になる」ものの、当地域では小児科への情報提供や受診勧奨まではされていないのが実情である。「ちょっと気になる保護者」はすでに妊娠期から産科で「気になされている」ことがあり、妊娠期から切れ目のない支援を行うためにはペリネイタルビジットなどによって少しでも早く小児科が関与し、地域を巻き込んだ支援を行う必要がある。

当院では乳児期初期から「ちょっと気になる」を拾い上げるために、①2か月のワクチンデビューの際、子育て支援のための問診票（現在は母子手帳の2か月問診欄を利用）を用い、1対1で看護師が問診を行うことで保護者のニーズや悩み事を早期に検知するとともに「ちょっと気になる」場合は積極的に再診を促している、②また再診時、継続して「気になる」場合や乳児健診、一般外来で「気になる」子どもがいた場合は継続フォローを行いながら情報共有のためにファイルを作成し、ケースによっては多職種や他機関とともに支援について検討する機会を設ける、などの取り組みを行っている。いずれも、「ちょっと気になる保護者（または親子）」の評価と支援が目的だが、どのような点が「ちょっと気になる」と思うのか多職種からの視点とその後の取り組みを含めて紹介する。いずれも大がかりな取り組みではなく、問診や情報共有の一環として行うことができるため、負担なく継続することができる育児支援である。

この度、1か月健診の国の費用助成が行われるにあたり、小児科医による早期介入がより積極的に行われ、親子支援につながることを期待したい。